

# 「『給付付き税額控除』の導入に向けた具体的な制度設計」

森信茂樹 東京財団シニア政策オフィサー  
佐藤主光 東京財団上席フェロー・一橋大学経済学研究科、国際・公共政策大学院教授  
土居丈朗 東京財団上席フェロー・慶應義塾大学経済学部教授  
小黒一正 東京財団上席フェロー・法政大学経済学部教授

(敬称略)

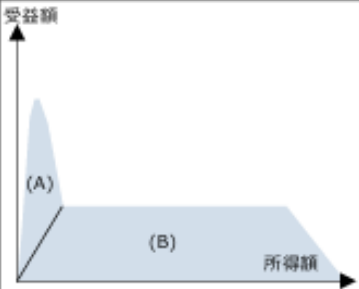




2026年4月20日(月) 11:00～12:30

給付付き税額控除の4つの類型

<p>第1類型—勤労税額控除(EITC)</p>	<p>勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援。ポバティ トラップへの対策。英国ブレア、米国クリントンのワークフェア思 想。英国ではランポリン型社会保障として積極的労働政策と組み 合わされ活用。英国(ユニバーサル・クレジット) やドイツなどでは 「給付」になっている。</p>
<p>第2類型—児童税額控除(CTC)</p>	<p>世帯人数に応じ税額控除・給付。母子家庭の貧困対策・子育て支援 による少子化対策に有効。米国・英国・カナダなどで導入。勤労税 額控除より高い所得水準まで適用されている。</p>
<p>第3類型—社会保険料負担軽減税額控除。</p>	<p>低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和。社会保険料と相殺するので、 還付・給付はなし。 オランダで導入(韓国も考え方はこの類型)。</p>
<p>第4類型—消費税逆進性対策税額控除。</p>	<p>消費税の逆進性緩和策として導入。基礎的生活費の消費税相当分を所 得税額から控除。カナダ、ニュージーランドなどで導入。</p>

# 諸外国における税制に関連する給付措置等の概要

(2026年2月現在)

	米国	英国	フランス	カナダ	
制度名	(A)勤労所得税額控除 1975～ (B)児童税額控除 1997～	ユニバーサル・クレジット 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～	食料品・必需品給付 (旧GSTクレジット) 2026～ (旧制度1991～)
目的	・低所得者に対する支援 (社会保障税の負担軽減) ・就労・勤労意欲の向上	・公的扶助制度の提供 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者の生活水準向上 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	税額から控除 (控除しきれない額を給付) (1999～) ⇒全額給付 (2006～)	税額から控除 (控除しきれない額を給付) (2001～) ⇒全額給付 (2016～)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	全額給付
受益額イメージ(注1)					
対象者 (主な適用要件)	(A)勤労所得税額控除(注2) 25歳以上65歳未満の勤労者 又は 子供を養育する勤労者 【年齢・勤労・養育要件】  (B)児童税額控除 子供を養育する勤労者 【勤労・養育要件】	18歳以上66歳未満の者  【年齢要件】	18歳以上の勤労者  【年齢・勤労要件】	勤労者 (勤労所得3,000ドル以上)  【勤労要件】	居住者
執行当局	税務当局	社会保障当局	社会保障当局	税務当局	

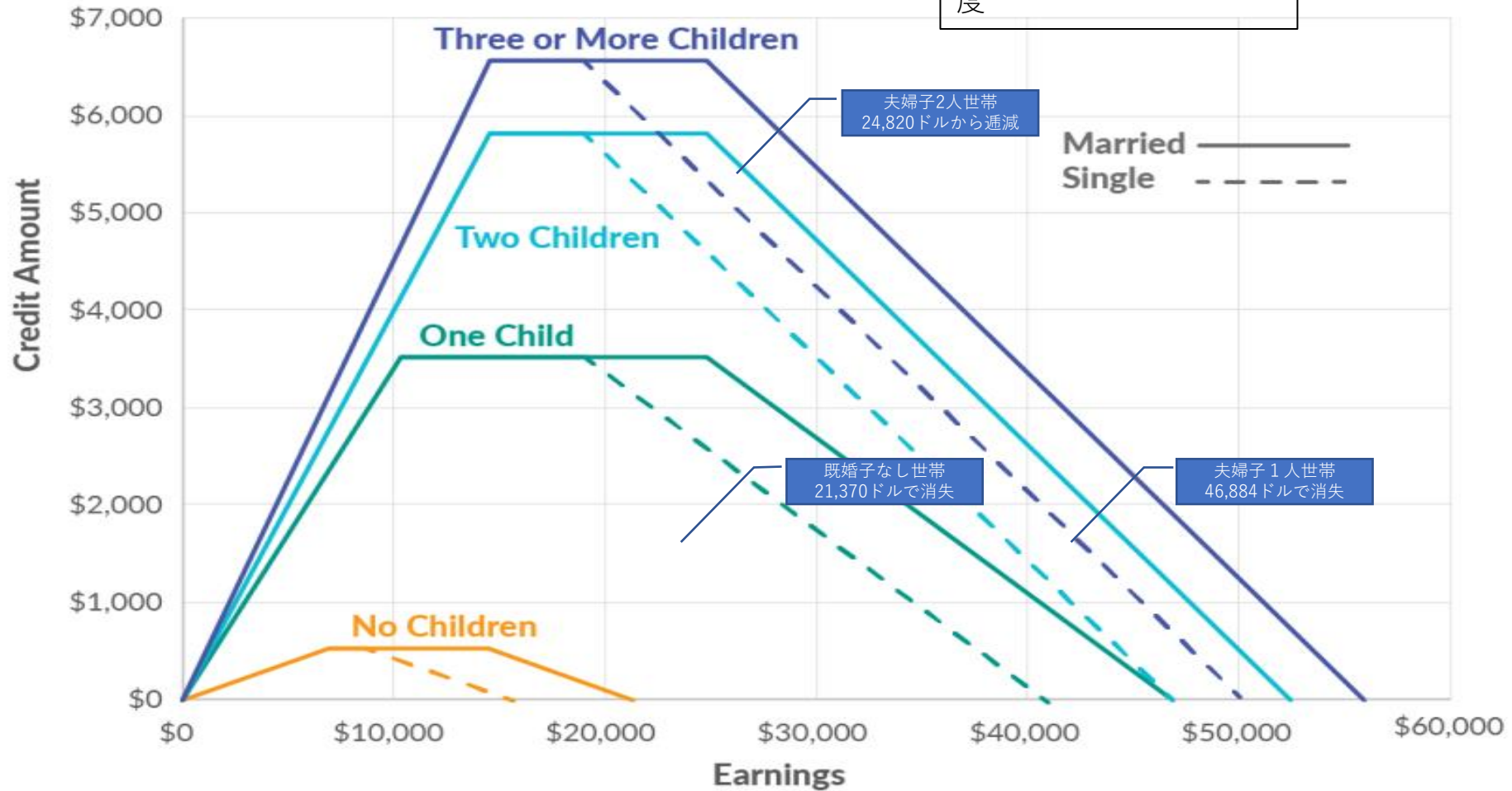
(注1) 夫婦子2人(5歳、2歳)・片働き・給与収入のみのケースを想定したもの。実際には、所得額には勤労所得(給与所得及び事業所得)や金融所得が勘案される。

(注2) 勤労所得税額控除について、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。

(注3) ドイツについては、子どもを養育する者を対象として、子どもに対する最低生活費の保障を目的とした、児童手当(給付額:3,108ユーロ/子)及び児童控除(控除額:9,756ユーロ/子)が存在し、所得に応じていずれが有利な方が適用される。

## The Phase-In and Phaseout of the EITC

Credit Amount by Marital Status and Number of Children



米国の勤労税額控除制度

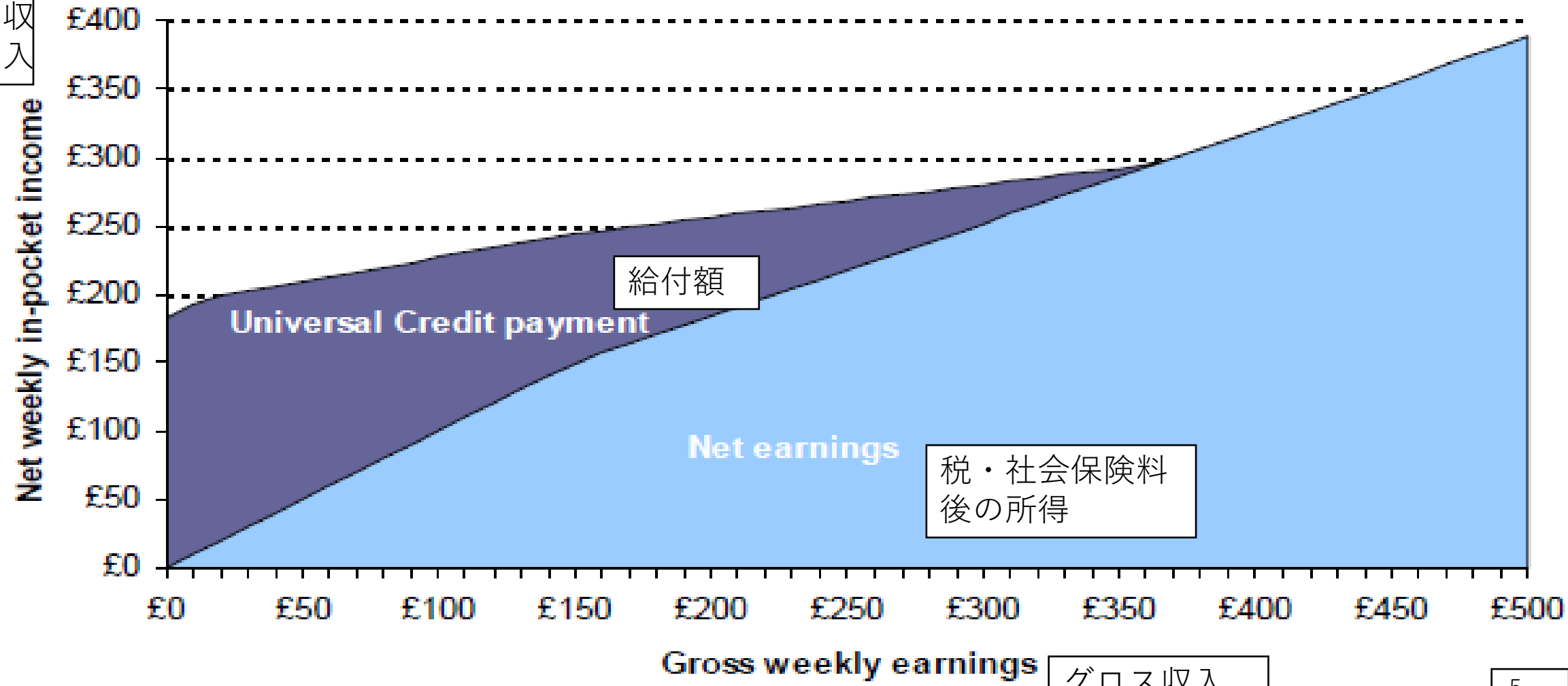
Source: Amir El-Sibaie, "2019 Tax Brackets," Tax Foundation, Nov. 28, 2018.

英国のユニバーサルクレジット（給付付き税額控除）のイメージ図（英国財務省）

Universal Credit tops up earnings - illustrative single claimant with £100 per week housing costs

勤労インセンティブを与えるため中低所得者に所得に応じて給付する制度

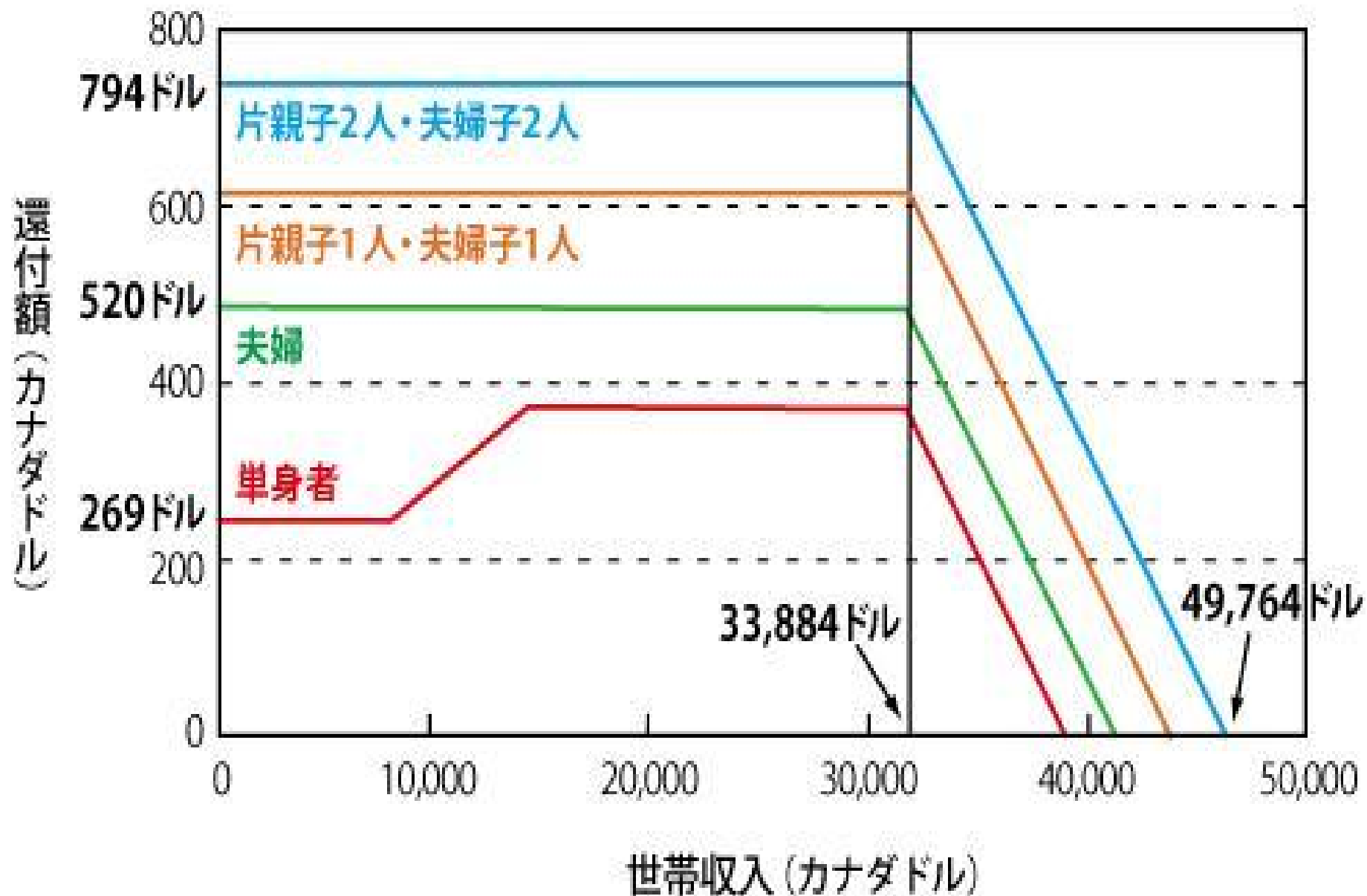
手取収入



グロス収入

# カナダの消費税逆進性対策税額控除(2012年)

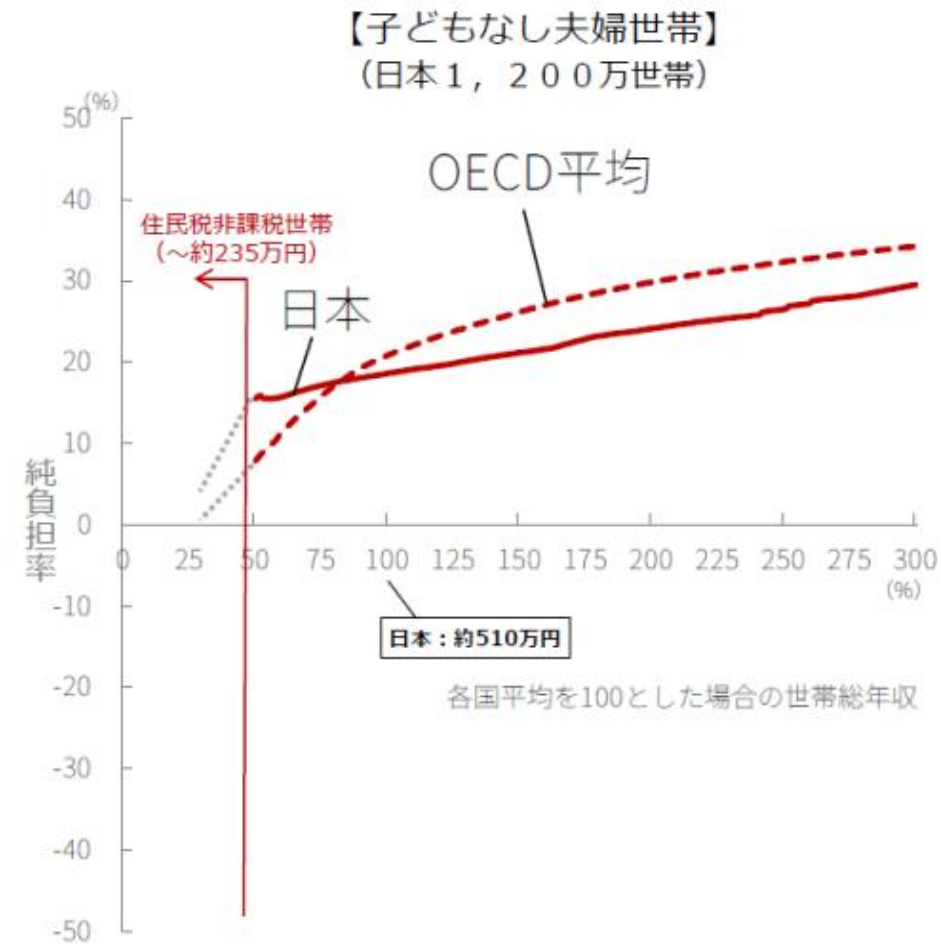
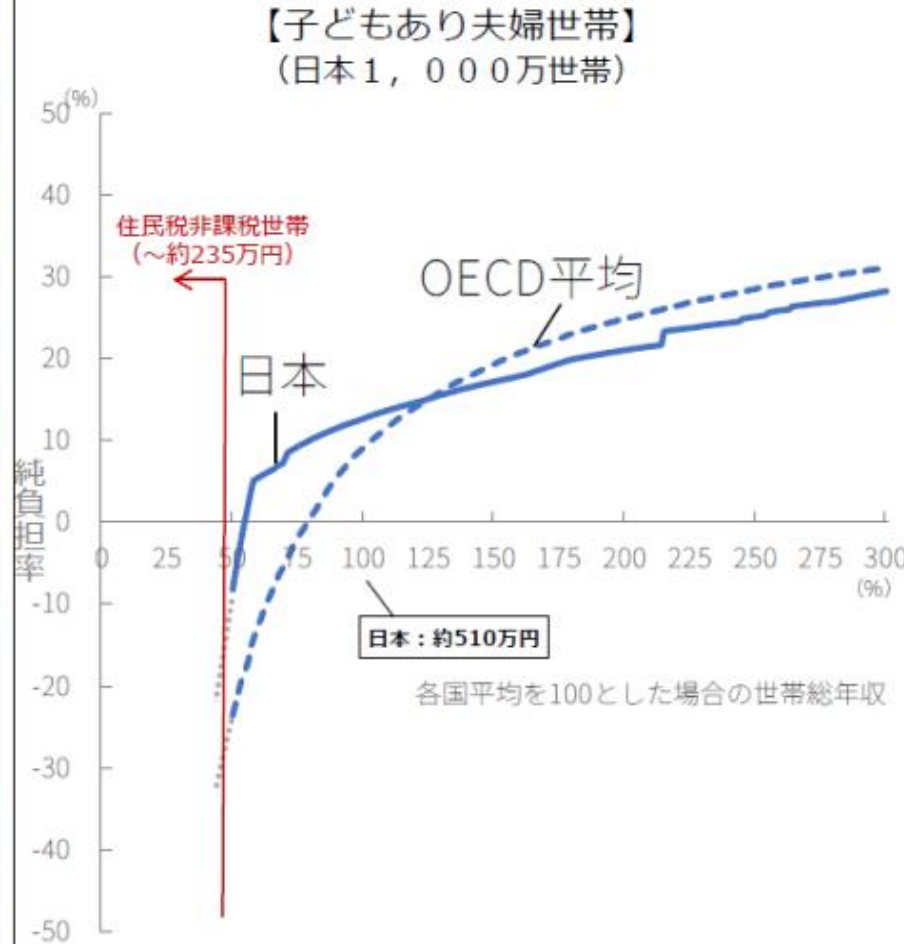
(2026年からは全額給付)



# (参考 1) 総年収と純負担率の関係 (日本とOECD平均、2021年)

○ 日本は、諸外国と比較して、住民税非課税より少し上の勤労世帯において、純負担率が高い。特に、「子育て勤労世帯」において、その傾向が顕著。

純負担率 II 所得課税・社会保険料の負担と、現金給付による受益の差引



(注) 夫婦ともに年齢は40歳、子どもありは、子どもは2歳と6歳の2人いると仮定。夫婦とも勤め人で被保険者。夫婦の一方の労働時間をフルタイムに対し75% (週30時間)、賃金率を1人当たり平均に対し35%で固定 (日本の場合は年収約133万円となる)。夫婦のもう一方の年収が変化したときの世帯総年収を算出。日本の平均世帯年収は約510万円。当該試算においては、生活保護基準の1級地の非課税限度額を前提に、夫婦の一方の年収を133万円に固定した上で、収入の大きい方に子どもが扶養されるものとし、夫婦の収入の合計が約235万円を超えた場合に住民税負担が発生するものと仮定。灰色の点線はイメージ。

(出所) the OECD tax-benefit model. Model version 2.5.2を基にNIRA総研試算。

(出典) 翁百合。(2023). 子育て世帯の負担と給付の公正性は確保されているか 被雇用者世帯の所得と負担率の国際比較分析. NIRA オピニオンペーパー, 65, 1-10.

# 提言の概要（1）

## 提言1：勤労者個人を対象とした支援

まずは社会保険（厚生年金等）に加入する勤労者個人を対象とし、就労促進の観点から個人単位とする。同一世帯の他の構成員の所得は支給要件に反映させない。年金受給者・パート労働の第三被保険者・学生アルバイト等は対象外とする。個人事業者については確定申告に基づき実施する。

## 提言2：年収の壁を作らないよう給付を段階的に減額

年収300万円程度までを対象とし、基準超過後は段階的に減額することで「年収の壁」を排除する。所得情報の精度が確保されるまでの当面は定額部分+減額部分で構成し、精度向上後は米国EITCのような逡増方式への移行も視野に入れる。130万円の壁への対応としても活用できる。

## 提言3：公金受取口座を通じた給付で実施

手法は原則「給付」とする。中低所得の勤労者への支援なので、税額控除と給付の2つが考えられるが、「公金受取口座」を活用して給付に一本化することが効率的である。

# 提言の概要（2）

## 提言4：自治体の所得情報とガバメント・データ・ハブ（仮称）の活用

当面は市町村保有の「合計所得金額」を活用してデータベースを構築し、速やかな実施を優先する。3年後以降はガバメント・データ・ハブ（仮称）で企業からの直接・毎月の情報連携（英国型）に移行する。個人事業主・フリーランスはマイナポータルとe-Taxを活用した申告を進めていく。

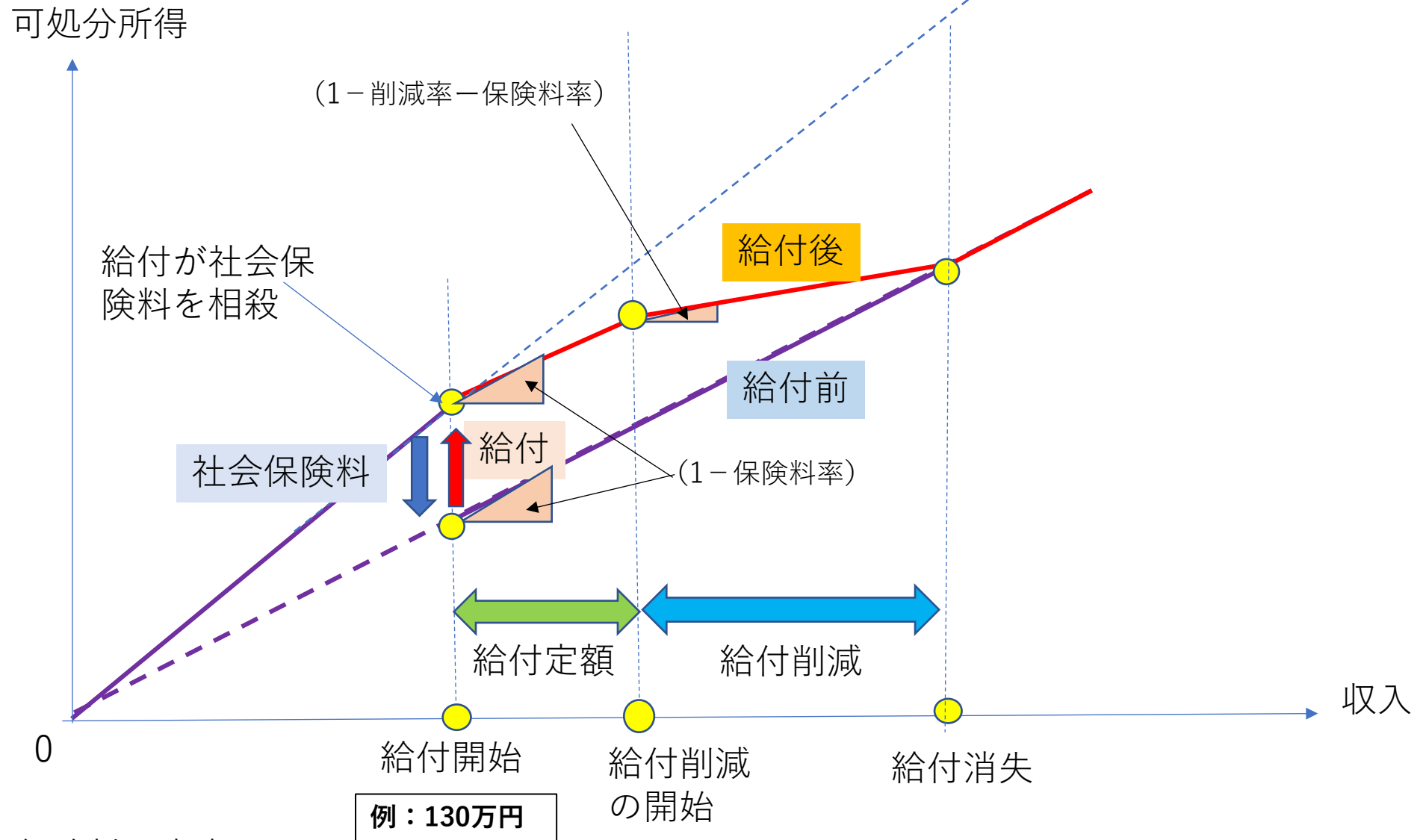
## 提言5：給付は国の事務

給付付き税額控除は国の制度であるため、国が責任主体として所得情報把握・給付額決定・振込を一元管理する。申請不要の「プッシュ型」を理想とし、システム整備が間に合わない場合はオンライン申請から開始する。地方自治体の活用や支援も視野に入れる。

## 提言6：財源は所得税制の見直しと社会保障制度改革

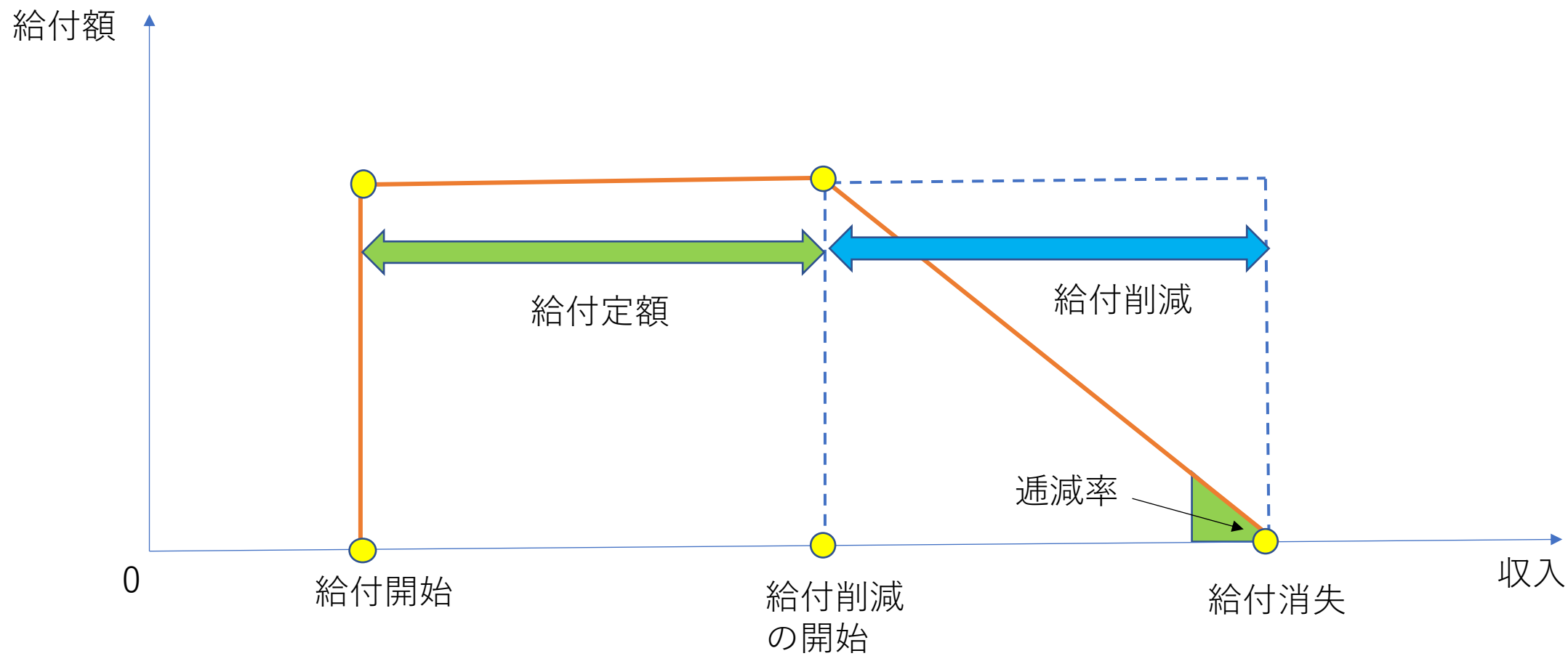
1年後に既存の税制・社会保険制度との調整を要さない形で先行導入・3年後に本格実施する。令和7・8年度税制改正における基礎控除の上乗せ特例の見直し・人的控除の税額控除化・給与所得控除縮減、社会保障制度の見直し等で財源を捻出する。低所得勤労者の負担が増えないよう給付額を調整することを原則とする。

# 提言する給付付き税額控除のイメージ図



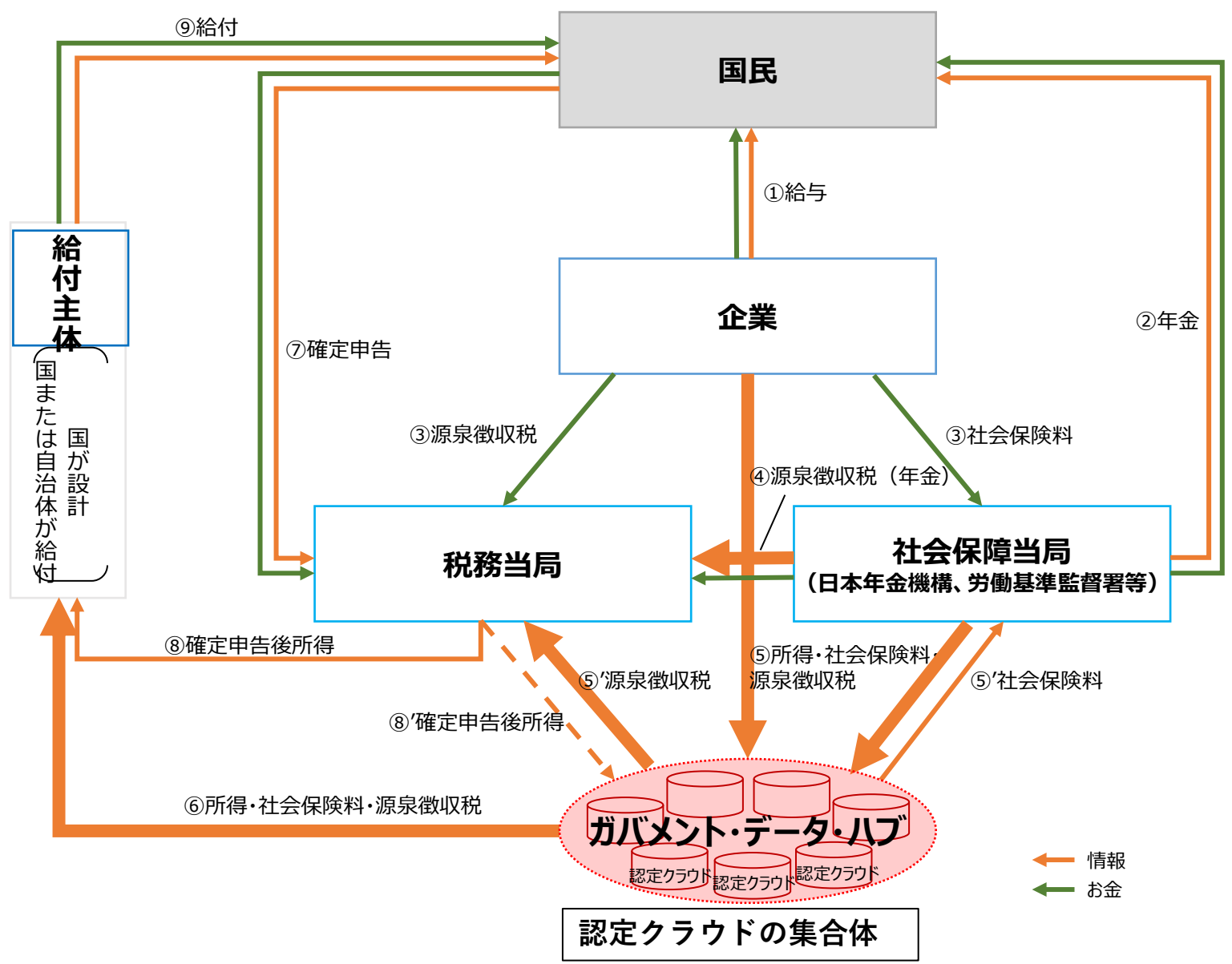
注：社会保険料は定率  
 注2：所得税は捨象

# 給付付き税額控除のイメージ図



# ガバメント・データ・ハブ（仮称）による所得情報と社会保障給付の連携（イメージ）

- ①企業は、給与等から所得税、社会保険料を徴収した差額（手取り）を本人に支払い
- ②日本年金機構は、年金から所得税、社会保険料（介護保険料、国民健康保険料等）を徴収した差額（手取り）を本人に支払い
- ③企業は、徴収した所得税、社会保険料を納付
- ④日本年金機構は徴収した所得税、社会保険料を納付
- ⑤企業および日本年金機構は、給与または年金（所得）、社会保険料、源泉徴収税の情報をガバメント・データ・ハブに登録



- ⑥給付主体はガバメント・データ・ハブから所得、社会保険料、源泉徴収税の情報を取得
- ⑦国民が税務当局に確定申告
- ⑧税務当局は確定申告後の所得等の情報を給付主体に連携
- 将来的には確定申告後の所得等の情報を税務当局からガバメント・データ・ハブに登録（⑧'）することで、所得等に関するすべての情報がガバメント・データ・ハブに集約される
- ⑨給付主体は所得に応じた給付を実施

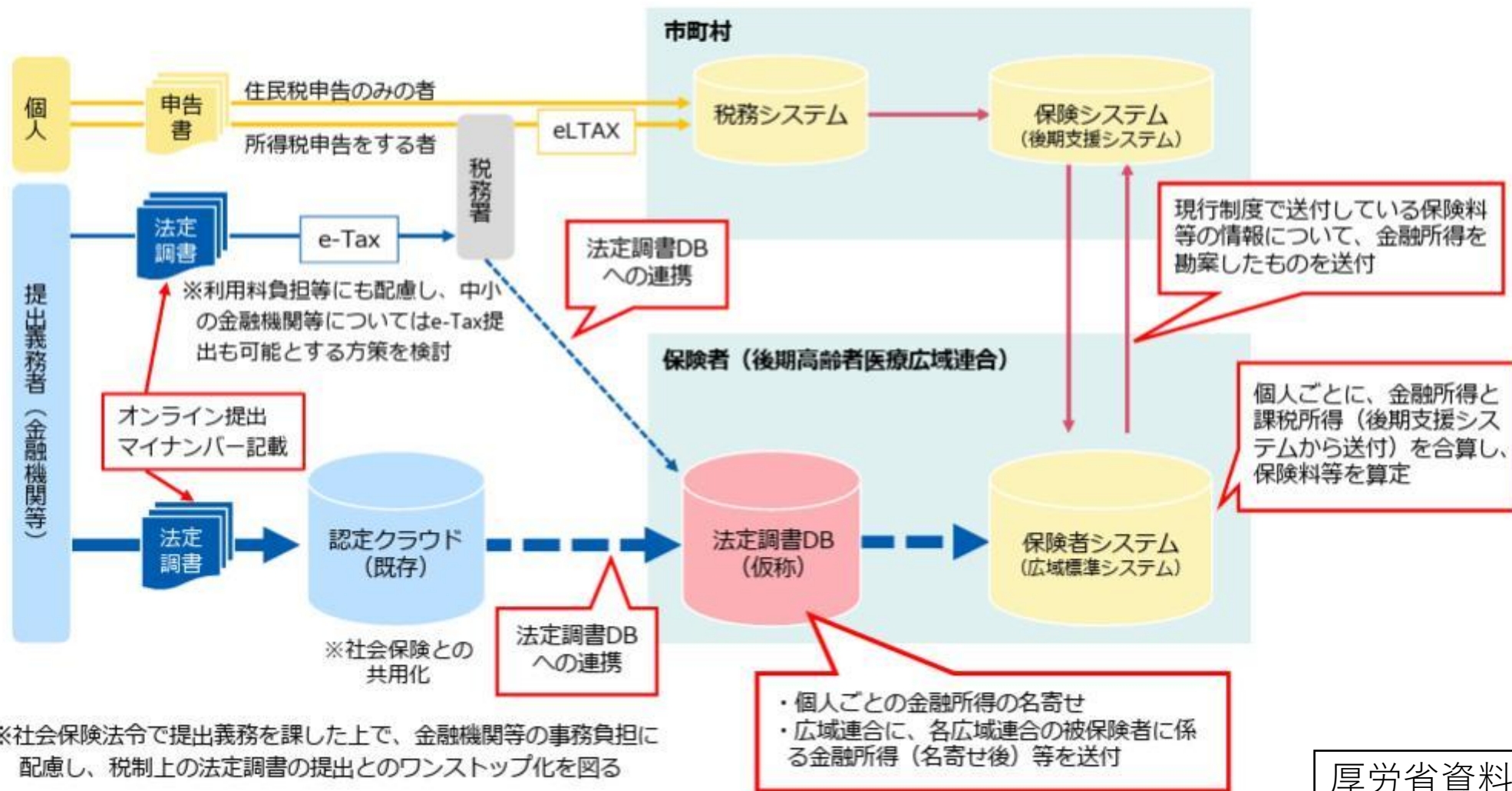
← 情報  
← お金

# 金融所得に係る法定調書を活用したスキーム（案）

※後期高齢者医療制度における場合

※調整中・検討中の内容を含む

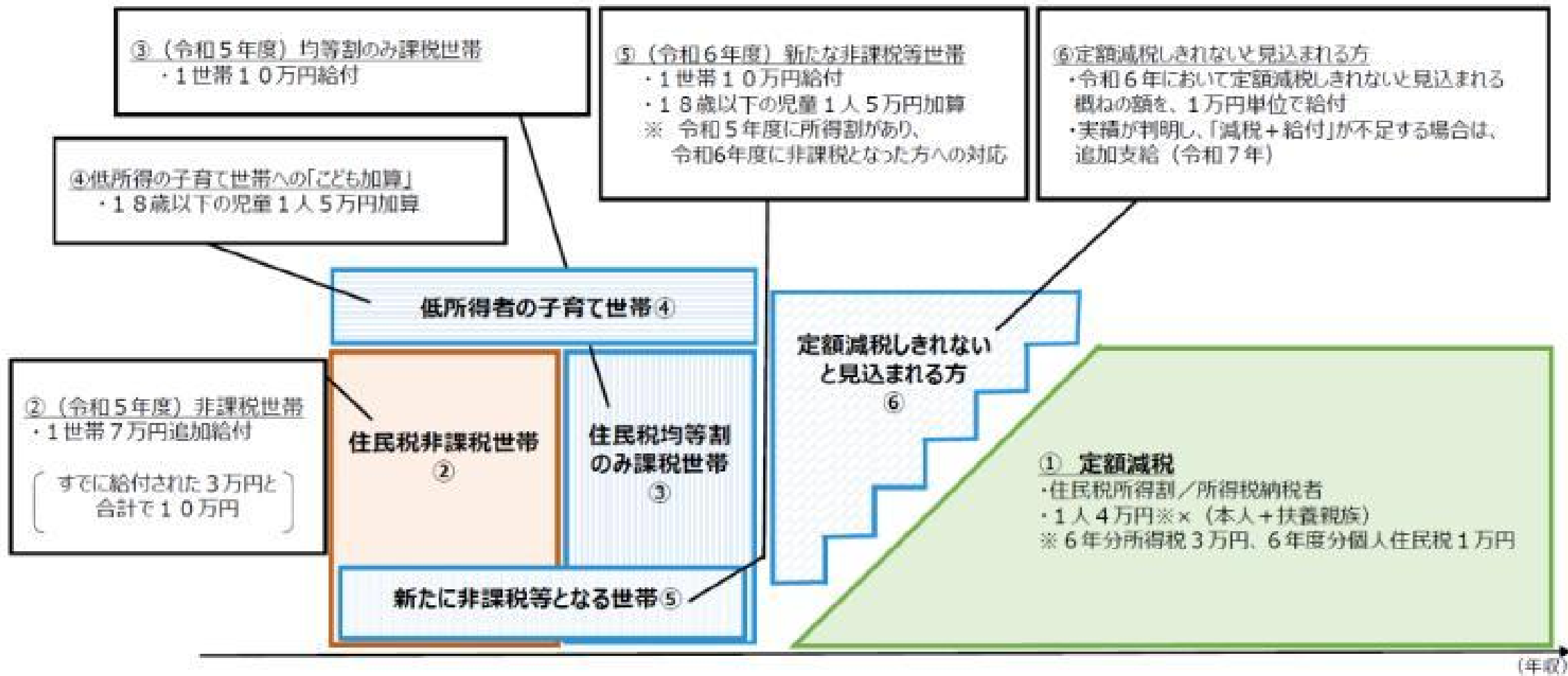
※実線は既存の枠組み、点線は検討中の枠組み

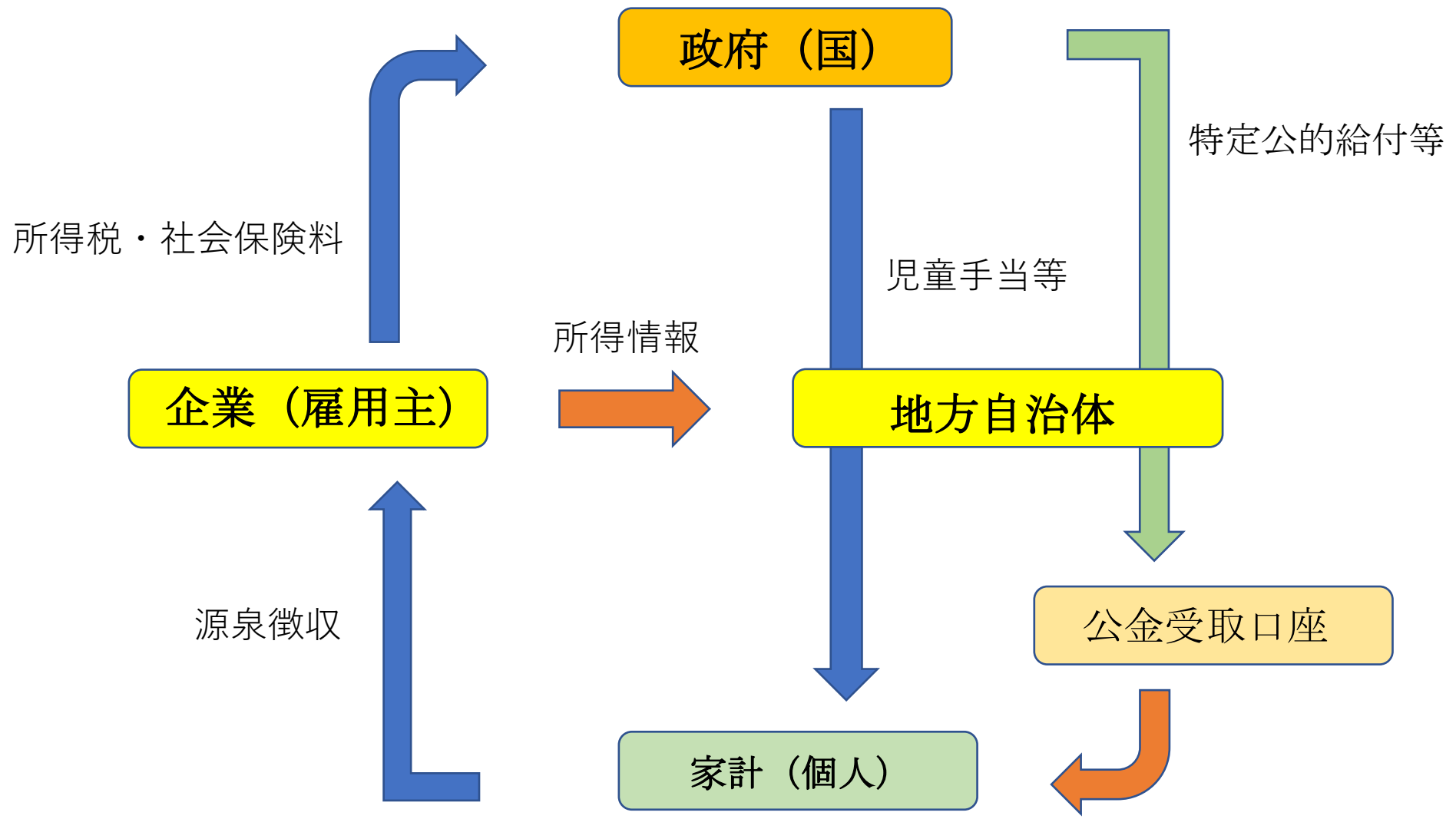


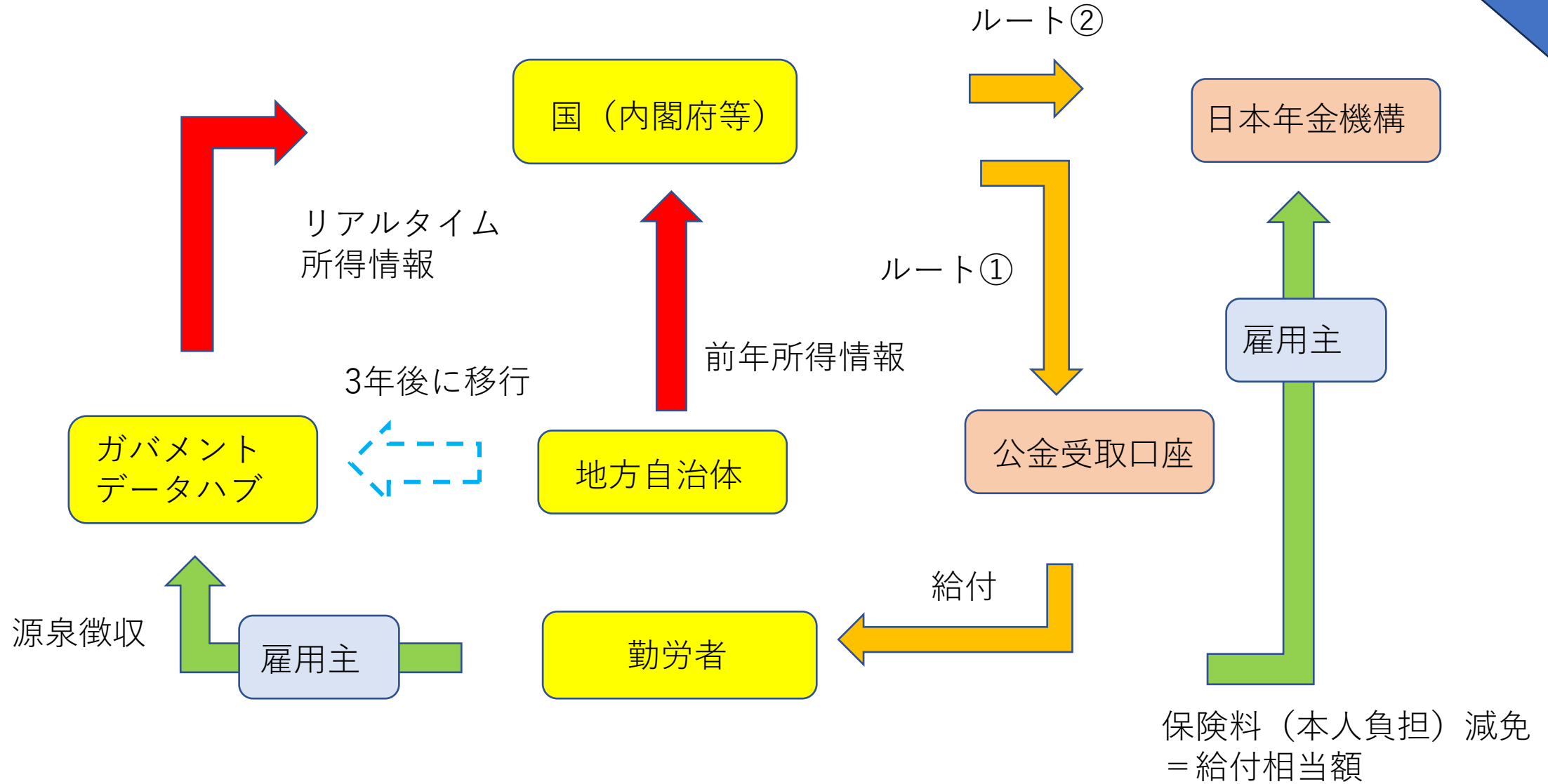
# 給付付き税額控除のわが国における議論の経緯

- 給付付き税額控除（税と社会保障を結び付けて国民のセーフティネットを構築する）の議論が初めて行われたのは福田内閣（2007年9月－2008年9月）時代で、07年11月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」には「給付付き税額控除の議論について」以下の記述がある。
  - 「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。・・・若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。・・・国民の安心を支えるため・・・議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を上げ、今後「議論が進められていく必要がある」。
  - その後麻生内閣時の **09年の所得税改正法附則 第104条に、給付付き税額控除の検討が書きこまれた。**
- 「給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組その他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること」
- 直後の09年9月に民主党に政権交代した。民主党政権では、所得税改革の方向性として、「所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け・・・所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます」と記述（選挙マニフェスト、2010年度税制改正大綱）
  - 社会保障・税一体改革の **税制抜本改革法（2012年8月）第7条に「消費税の逆進性対策」として総合的な検討が明記された。**
  - 課題は「正確な所得の把握」だったが、2016年に番号が導入され正確な所得把握の条件は整った。また2025年のシステムの標準化・ガバメントクラウドもほぼ完成。インフラも整いつつある。デジタル庁は、「デジタルセーフティネット」の必要性を記述。
  - 2024年に定額減税と給付を組み合わせた岸田減税が行われたが、隙間に落ちる者が3200万人と多数な上、調整給付の計算など地方自治体に多大なコスト負担。減税と給付を一体化した給付付き税額控除への関心が高まる。
  - **これまで4つの議論時 ①定率・定額減税議論、②消費税軽減税率議論時、③コロナ・定額給付金、④岸田減税時**
  - **高市首相は総理就任・所信表明演説（2025年10月24日）で「給付付き税額控除の制度設計に早期に着手する」方針を明言。**
  - **2026年1月にも国民会議を設置し、制度設計の議論を本格化させる方針。**
  - 一方、自民党・立憲民主党・維新・公明など複数党で給付付き税額控除の導入について協議が始まっている
  - なお、東京財団（政策研究所）では、2007年から継続的に研究・提言を行ってきた。

# 定額減税と給付



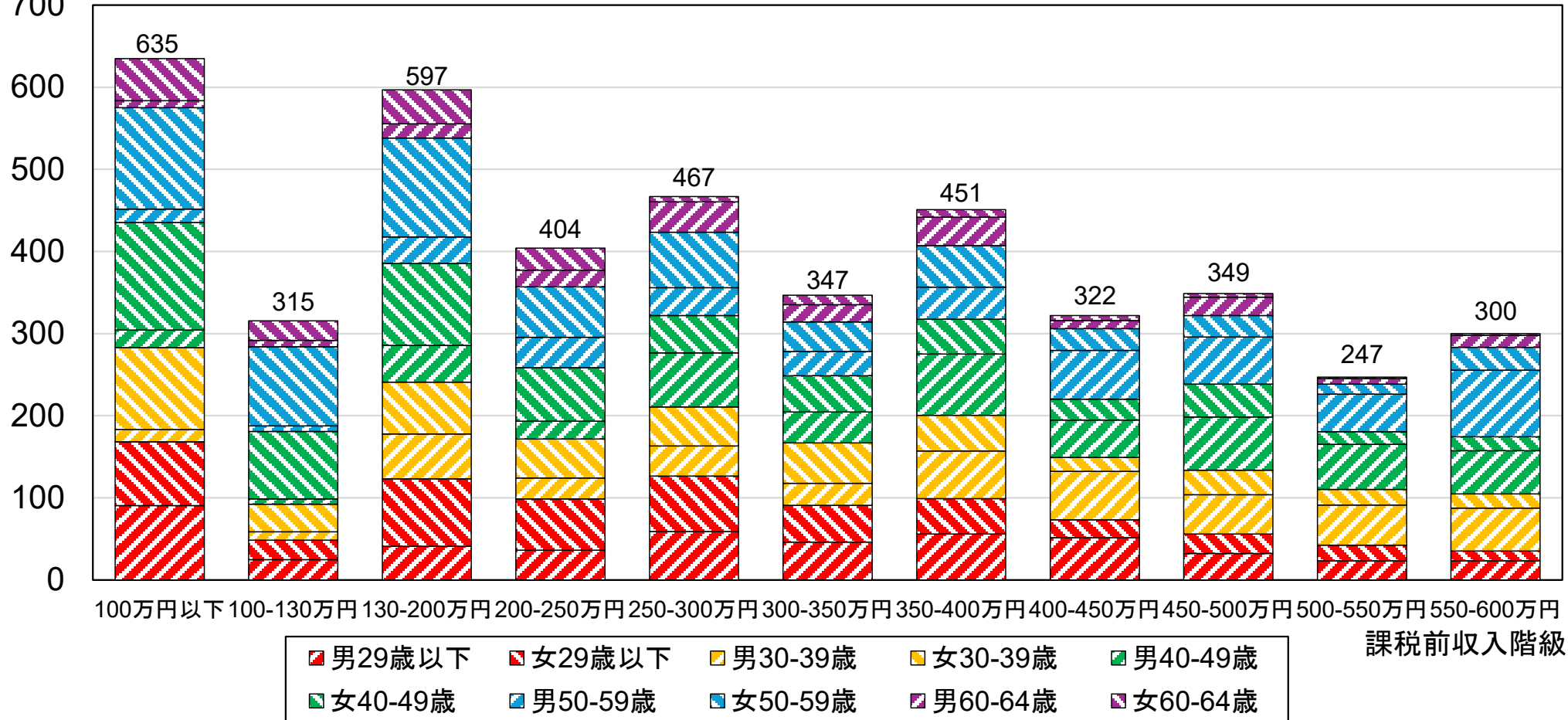




# 課税前収入(総合課税対象)の分布

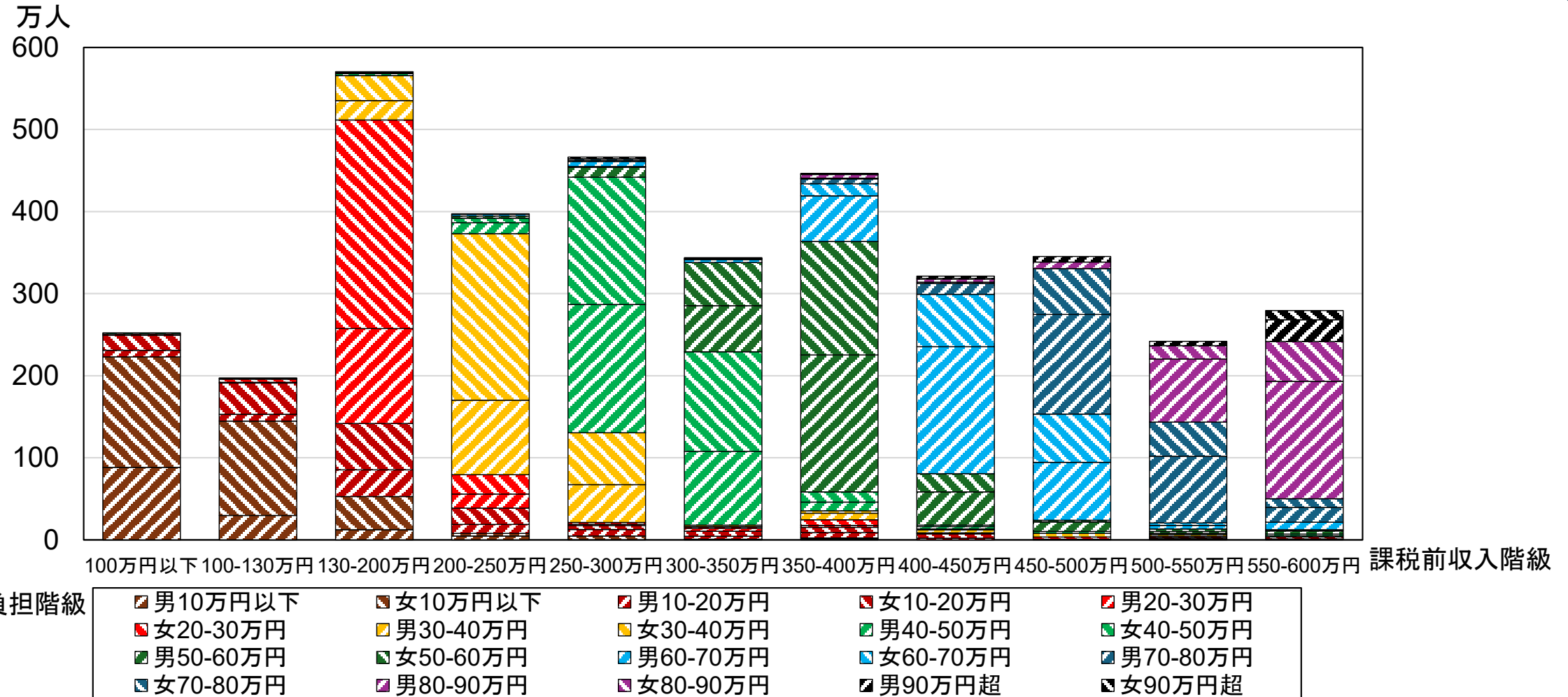
年金を受給していない就業者(給与所得者・自営業者等)

万人



資料：日本家計パネル調査(JHPS)2023年データを用いた分析

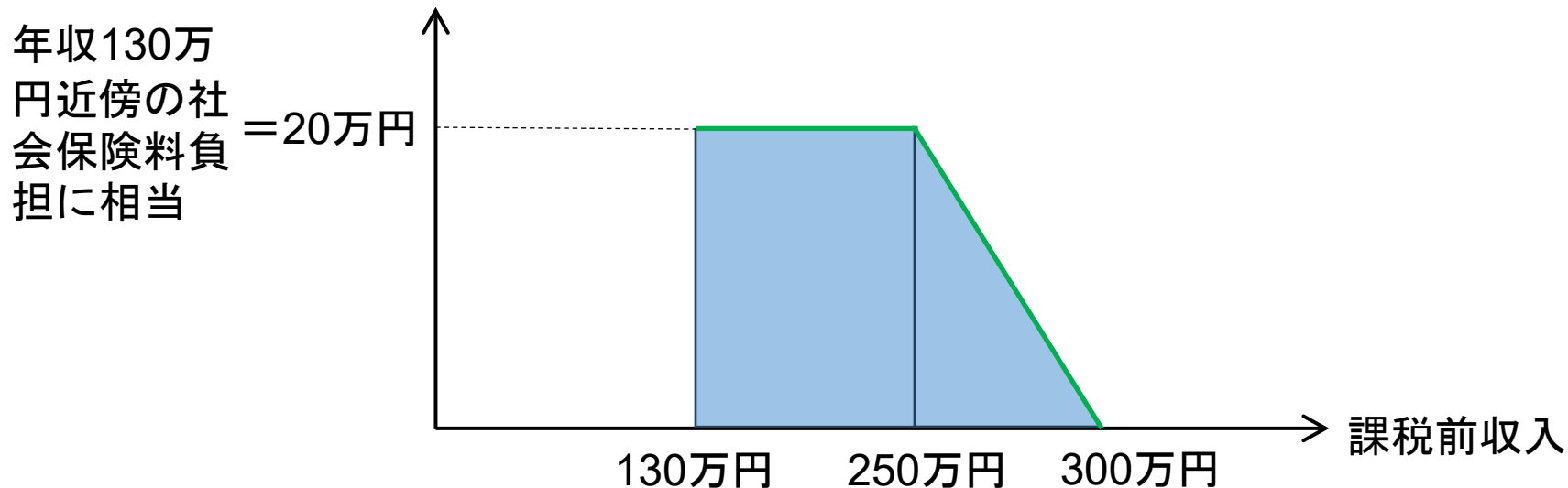
# 課税前収入(総合課税対象)階級別社会保険料負担



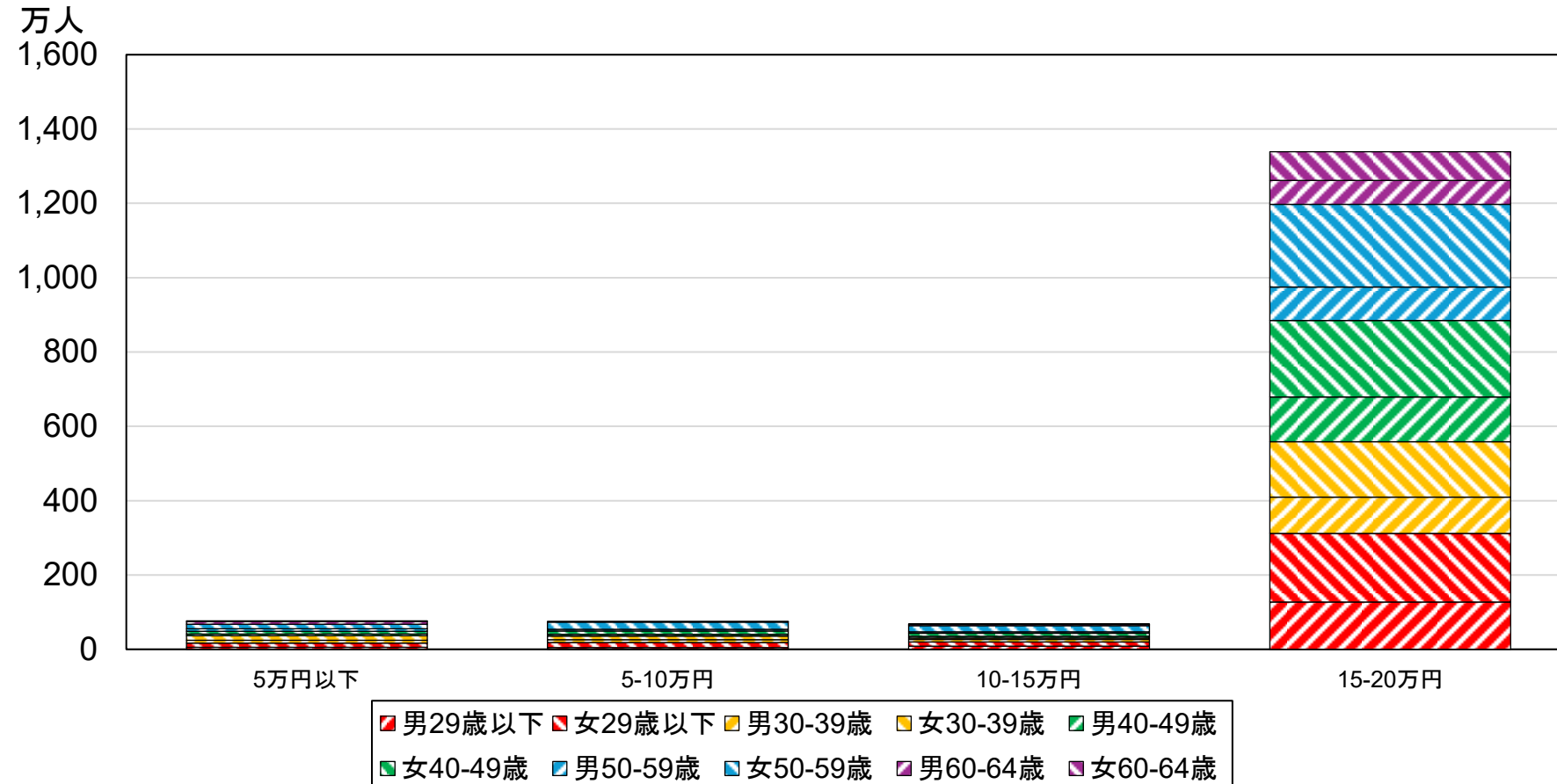
➤ 年収200万円前後の人の社会保険料負担は年20~40万円

# 給付付き税額控除の具体的試算（1）

- 年収130万円以上250万円以下の年金を受給していない就業者（給与所得者・自営業者等）に定額の年20万円を給付、250万円超の同就業者は給付額が逡減し、300万円で給付消失
- 対象者：男性約578万人、女性約980万人、計1558万人
- 必要財源：2兆8436億円



# 給付額階級別受給者数の分布



- 20代から50代まで幅広く支給対象者となる

# 給付付き税額控除の具体的試算（2）

シナリオ	①	②	③	④
支給開始年収	130万円	130万円	130万円	130万円
定額支給年収	250万円	200万円	250万円	250万円
給付消失年収	300万円	300万円	350万円	300万円
定額支給額（満額）	20万円	20万円	20万円	10万円
支給対象者数	1558万人	1558万人	1905万人	1558万人
うち男性	578万人	578万人	739万人	578万人
うち女性	980万人	980万人	1166万人	980万人
必要財源	2兆8436億円	2兆4237億円	3兆0681億円	1兆4218億円

# 日本家計パネル調査(JHPS)を用いた分析

慶應義塾大学経済研究所パネルデータ設計・解析センターが、2009年以降毎年収集 <https://www.pdrc.keio.ac.jp/paneldata/datasets/jhpskhps/>

## ■税制の影響を計算するために必要な情報（JHPSデータから入手可能）

- 世帯構成員の数、年齢、続柄、職業、就学状況
- 世帯構成員ごとの所得（所得源ごと）
- 預貯金残高、医療費支出、住宅等の取得のための経費 等

## ■所得税、住民税、社会保険料、児童手当 → 制度に即して推計

- 医療保険料、介護保険料、年金保険料、雇用保険料
- 居住地の市町村データに基づき、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、（第1号）介護保険料、協会けんぽ保険料を推計
- 児童手当は、年齢や世帯構成（第1子、第2子、第3子...）や世帯所得に基づき推計

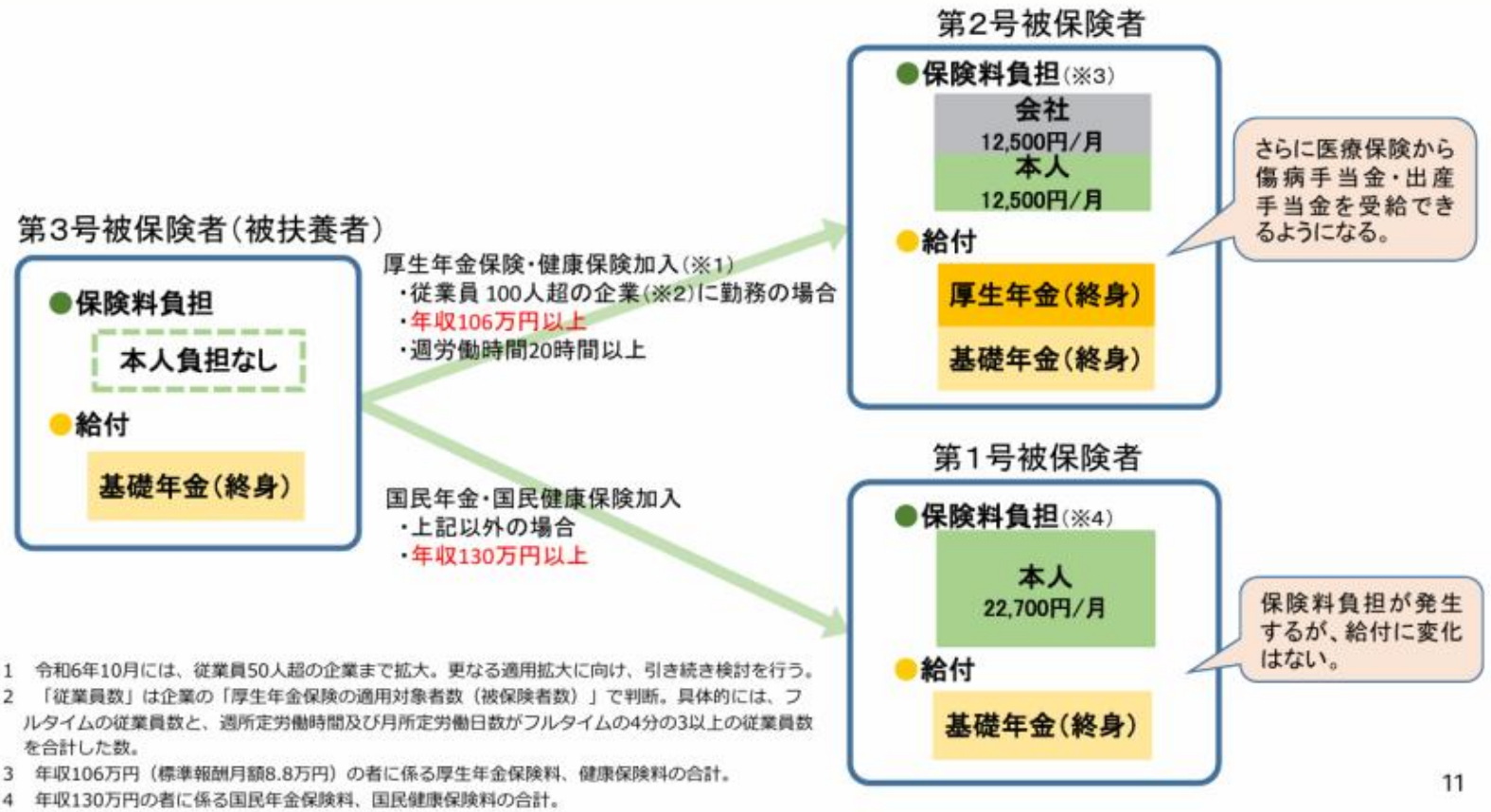
## ➤当時の現実の世帯数（国勢調査ベース）に合うように比推定

JHPSの標本数：約4000～7000（世帯）→ 地域・世帯類型ごとに現実の世帯数に相似拡大

参考：土居丈朗 (2023) 『所得税改革の経済分析』 <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4450>

# 社会保険料負担が生じ始める年収130万円の保険料負担 = 年間約20万円～約27万円

第3号被保険者（被扶養者）の収入等が増加したことにより、被扶養者でなくなる場合、本人が①厚生年金保険・健康保険に加入するか、②国民年金・国民健康保険に加入することになり、社会保険料の負担が発生する。



# 2000年以降の主な給付事例

実施時期	制度の主な内容と対象	予算・給付規模	浮き彫りになった課題 (現行インフラの限界)
2009年	定額給付金全国民に1.2万円(一部2万円)を一律給付	約2兆円	【ターゲティング不可】 所得制限がなく高所得者にも給付。事務費のみで約800億円発生
2011年	被災者生活再建支援金(東日本大震災)住宅被害等に応じ最大300万円	約3,500億円	【機動性の欠如】 アナログな罹災判定による支給のタイムラグ
2014年~2017年	臨時福祉・子育て給付金等(消費税対策)非課税者や子育て世帯へ数千円~数万円を給付	累計 約1.3兆円	【行政コストの非効率】 対象を絞り始めたが、複雑な制度設計により少額給付に対して行政負担が増大
2020年	特別定額給付金(コロナ対応)全国民に10万円を一律給付	約12.8兆円	【リアルタイム所得把握の限界】 所得急減者を特定できず一律給付へ転換。自治体窓口のパンク
2020年	持続化給付金(事業者向け)売上半減法人に最大200万円、個人に100万円	約5.5兆円	【正確性とスピードのトレードオフ】 スピード優先の自己申告制による不正受給の多発
2021年~2023年	低所得(非課税)・子育て世帯向け給付物価高・コロナ長期化に伴う数万~10万円の給付(数回)	累計 数兆円	【制度の谷間・不公平感】 資産を持つ高齢層が対象になる一方、納税するギリギリの現役世代が漏れる
2024年~2025年	定額減税+調整給付(物価高対策)減税と給付の組み合わせ(疑似的税額控除)	約5.5兆円	【システム不在による大混乱】 統合インフラがないまま実施し、企業労務・自治体に異常な事務負担が発生